

2023 年度税制改正に関する要望

2022 年 9 月 15 日

目次

| | |
|---------------------------------------|-------|
| <u>I. はじめに～現状認識～</u> | …… 1 |
| <u>II. 2023年度税制改正に関する要望</u> | …… 1 |
| 1. 企業の国際競争力回復・強化 | …… 1 |
| (1) 研究開発・技術開発への投資 | …… 2 |
| (2) 社会的課題解決に向けた成長分野への支援 | …… 3 |
| ①カーボンニュートラルへの対応 | …… 3 |
| ②デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進 | …… 3 |
| (3) スタートアップの創出・育成 | …… 4 |
| (4) 経済安全保障の充実 | …… 5 |
| 2. 中間層の活力維持・向上と人的資本への投資 | …… 6 |
| (1) 中間層の所得拡大・資産形成 | …… 6 |
| ①中間層における所得の拡大（賃金引上げ等） | …… 6 |
| ②多様な選択を可能とする退職金関連制度の見直し | …… 7 |
| ③中間層における子育て世代に対する支援 | …… 7 |
| ④税・社会保険料の負担軽減・調整 | …… 8 |
| ⑤資産所得増加に向けた個人向け資産形成制度の充実 | …… 8 |
| ⑥従業員持株制度の優遇等 | …… 9 |
| (2) 人的資本の向上に向けた支援 | …… 9 |
| 3. 地域の活性化に向けた後押し | …… 10 |
| ①大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた環境の整備 | …… 10 |
| ②地域社会への貢献を後押しする寄附税制の拡充 | …… 10 |
| 4. 取り組むべき重要課題 | …… 11 |
| ①大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置 | …… 11 |
| ②税財政教育の推進 | …… 11 |
| ③社会インフラとしてのマイナンバーカードの利活用促進 | …… 12 |
| <u>III. コロナ収束後の税財政に関する問題意識</u> | …… 12 |
| <u>IV. おわりに</u> | …… 13 |

I. はじめに～現状認識～

わが国においては、人口減少・高齢化に伴う社会保障費の増大や中間層¹の疲弊などの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の再拡大への懸念や地政学リスクの高まり、さらには、急速に進んだ円安の影響も顕在化し始めており、先行きに対する不透明感が一層増している。

その中で今後、わが国が成長・発展していくためには、中長期的に企業の国際競争力の回復・強化に向けて、研究開発の促進、イノベーションの創出などに取り組むことが必要である。これにより、新たな成長軌道を創り出し、その成長の果実を適正に分配することで、次の成長につなげることが必要である。分配はコストではなく、成長への投資と考えるべきである。

企業においても、政府が掲げる新しい資本主義における、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、多様なステークホルダーへの還元を意識する必要がある、とりわけ、社会の中核をなす中間層すなわち企業等の従業員や、それを育む地域社会への付加価値の分配に取り組むことが重要である²。政府においては、これを支援するための具体的な政策が求められる。一方、わが国財政の持続可能性という観点からは、徹底したワイズスペンディングの視点に基づき、その政策効果を見極めなければならない。

これらの観点を踏まえ、主に2023年度税制改正に向けて、以下の通り要望する。

II. 2023年度税制改正に関する要望

1. 企業の国際競争力回復・強化

今後、わが国が成長・発展していくためには、中長期的な視点にもとづき、政府は企業の研究開発や設備投資を積極的に後押しする支援策を強化すべきであり、とりわけ、社会的課題への対応として、成長分野であるDX (Digital Transformation) やGX (Green Transformation) に関する後押しが重要である。併せて、新たな成長の芽となるスタートアップの創出や、経済活動に必要な経済安全保障の充実に向けた支援が必要といえる。

¹ 「中間層」の厳密な定義は難しい。本提言では、ライフイベントに掛かる出費の負担が重くなる、あるいはこれからそうした事態に直面するであろう被雇用者のうち、若手・中堅社員層を念頭におく。したがって、生活保護など公的なセーフティネットの対象となる層とは峻別する。OECD (経済協力開発機構) や厚生労働省による中間層の定義を参考に、本提言では約300～800万円の世帯所得の層を中間層と想定する。

² ステークホルダーとしては、そのほか、顧客、取引先、株主が挙げられる。

(1) 研究開発・技術開発への投資

わが国の研究開発投資総額の約 70%を占める民間の研究開発が果たす役割は大きい。とりわけ、2050年のカーボンニュートラルの実現には民間からの投資促進が不可欠である。また、企業の効果的・効率的な研究開発および社会実装に向けた環境整備も重要となる。そのため、研究開発や先端投資などによる新たな付加価値の創出、それを支える基盤技術の維持・強化に関して、以下の通り税制措置を講じるべきである。

まず、企業の研究開発に係る投資意欲を高めるために、法人税額から試験研究費の額に税額控除割合（現行：2%～14%）を乗じた金額の控除を認める研究開発税制の適用期限の延長および恒久化を図るべきである（本税制特例措置は2022年度末で適用期限を迎える）。

また、研究開発税制における一般型および中小企業技術基盤強化税制の税額控除上限が要件³付きで30%まで認められているが、その要件を撤廃し支援の拡充を図るべきである。加えて、カーボンニュートラルに係る試験研究費については、研究開発税制における税額控除割合に、最大10%上乗せする制度の創設を検討すべきである。

さらに、企業が中長期的な観点で研究開発や事業活動を進めるには、企業の短期的な業績の悪化等の影響を平準化することが重要である。そのため、欠損金繰越控除制度について、繰越期間⁴を諸外国と遜色ない程度の期間への延長、および控除上限の撤廃または緩和を図るべきである（現行：資本金1億円超の法人は、事業年度の所得金額の50%を上限に損金算入が可能）。

<要望項目>

○企業の研究開発に係る投資意欲を高めるための支援の拡充

- ・法人税額から試験研究費の額に税額控除割合（2%～14%）を乗じた金額を控除できる研究開発税制の延長および恒久化
- ・研究開発税制の一般型および中小企業技術基盤強化税制の税額控除上限30%に係る要件撤廃（適用要件として、①基準年度から売上が2%以上減少、②基準年度から試験研究費が増加のいずれも満たした場合に税額控除上限が5%上乗せされる。）
- ・カーボンニュートラルに係る試験研究費について、研究開発税制における税額控除割合（現行：2%～14%）に、最大10%上乗せする措置の創設
- ・企業の短期的な業績における影響を平準化するための環境整備（欠損金繰越制度の繰越期間の延長、および控除上限の撤廃または緩和（現行：資本金1億円超の法人の場合、事業年度の所得金額の50%を上限に損金算入が可能））

³ 適用要件は、①基準年度（コロナ前（2020年2月1日より前に終了する事業年度））から売上が2%以上減少、②基準年度から試験研究費が増加のいずれも満たした場合に税額控除上限が5%上乗せされる。

⁴ 欠損金の繰越可能期間について、アメリカ、イギリスおよびドイツでは無期限。

(2) 社会的課題解決に向けた成長分野への支援

①カーボンニュートラルへの対応

2050年カーボンニュートラルという極めて困難な挑戦を成し遂げるためには、企業が設備投資や研究開発に資金を積極的に振り向けることを促す大胆な税制面での支援が必要である。

そこで、燃料電池などの製品の生産設備（機械装置）等への支援措置を講じる、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除を最大20%（現行：10%）、特別償却を60%（現行：50%）にそれぞれ引き上げるべきである。加えて、前述した研究開発・技術開発への投資において記載した通り、カーボンニュートラルに係る試験研究費については、研究開発税制における税額控除割合に、最大10%上乗せする措置の創設を検討すべきである。

さらに、革新的な技術の社会実装が進まなければ、商用化の段階で他国に先行されることから、市場への導入コストを引下げるための優遇措置（例：環境性能に優れた製品・設備を購入した消費者に対する減税や補助金等）を検討すべきである。

<要望項目>

- ・燃料電池などの製品の生産設備（機械装置）等への支援措置を講じる、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除を最大20%、特別償却を60%にそれぞれ引き上げ
- ・（再掲）カーボンニュートラルに係る試験研究費について、研究開発税制における税額控除割合（現行：2%～14%）に、最大10%上乗せする措置の創設
- ・革新的な技術の社会実装の促進に向けた、市場への導入コストを引下げるための優遇措置の検討

②デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

企業が新たな付加価値を創出し、経済成長の牽引役を果たしていくためにも、DXにかかわるソフトウェア等の設備投資を促進する、DX投資促進税制の適用期間を延長するとともに、適用要件である投資額下限の売上高比を0.05%（現行：0.1%以上）に引き下げるべきである（本税制特例措置は2022年度末で適用期限を迎える）。

また、2030年代のあらゆる産業・社会の基盤になると想定される、第6世代移動通信システム（6G）に向けた研究開発を行う、「Beyond 5G 研究開発促進事業⁵」に関する予算拡充を図るべきである。

⁵ 2030年代のあらゆる産業・社会の基盤になると想定される次世代情報通信技術である Beyond 5G の実現に必要な要素技術について、民間企業や大学等への公募型研究開発を実施し、要素技術の確立や国際標準への反映等を通じて、わが国の国際競争力強化等を図ることを目指す事業。令和4年度当初予算100億円。情報通信研究機構が受託。

<要望項目>

- ・DXの実現に必要なクラウド技術を活用した、ソフトウェアなどのデジタル関連投資への支援措置を講じるDX投資促進税制の適用期間の延長、および投資額下限の売上高比0.05%（現行：0.1%）への引下げ
- ・第6世代移動通信システム（6G）に向けた研究開発を行う、「Beyond 5G 研究開発促進事業」に関する予算拡充（財政支援）

（3）スタートアップの創出・育成

わが国の競争力強化や経済の活性化に向けて、研究開発型の優れたスタートアップを支援し、大手企業の持つ資金や顧客基盤等、また大学や研究機関などが有する知見等を有効に活用できるエコシステムの構築が重要であることから、以下の通り税制優遇を講じるべきである。

スタートアップの資金調達等を促す、オープンイノベーション促進税制は、現状、適用対象法人が、国内の企業やコーポレート・ベンチャーキャピタル（CVC）を経由して出資する場合に適用が認められている。ただ、一層の資金供給・調達の多様化を図るためには、本税制の適用範囲を、対象法人が主体となる海外のCVCを経由して出資する場合も適用するとともに、国内の合同会社にも適用範囲を拡充すべきである。さらには、下限出資額（現行1億円）を5千万円に引下げることで、スタートアップの多様なニーズに答えられるようにすべきである。そのほか、対象範囲については、現在のスタートアップの新規株式取得だけでなく、ベンチャーキャピタルファンドへの出資や既存株主から取得する株式についても拡充することを求める。

また、イノベーション創出のため、相乗効果が期待される産学連携の促進を図るため、企業が大学等との委託研究等を行う費用への税制優遇を行う、研究開発税制のオープンイノベーション型における控除率40%（現行30%）への引上げおよび、税額控除上限を法人税額の20%（現行10%）へと引上げるなどの税制優遇を求める。

<要望項目>

- 国内の事業会社等がスタートアップの新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除できるオープンイノベーション促進税制の拡充
- ・対象法人要件の海外のCVCや合同会社への拡充
- ・下限出資額を5千万円（現行1億円）に引下げ
- ・適用対象範囲の拡大（VCファンドへの出資、既存株主から取得する株式）
- ・研究開発税制のオープンイノベーション型における控除率の40%への引上げ（現行30%）および税額控除上限を法人税額の20%（現行10%）への引上げ

(4) 経済安全保障の充実

経済安全保障に関しては、まずは、国主導による充実策が検討されるべきであり、その具体化にあたっては、事業者に過度な負担が生じないよう、わが国において重要な物資や技術の対象をできる限り絞り込むべきである。さらに、産業競争力の強化に向けて、規制改革の推進、国際標準の獲得などにも並行して取り組む必要がある。加えて、価値観を同じくする諸外国との関係強化も並行して進めるべきである。

その上で、企業においては、重要物資等⁶のサプライチェーンの強靱化に向けて、様々なリスクの低減につながる国内外での生産や調達の複線化・分散化のための設備投資に対する税財政面でのさらなる後押しが不可欠である。税制面では、経済安全保障推進法に基づく基本方針案および基本指針案⁷で示された「特定重要物資」の製造と「特定重要技術」の研究開発の促進にかかる設備投資については、中長期的な観点から大幅な減税制度の創設を検討すべきである。

また財政面では、国内での工場の新設や設備の導入を支援する「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」や、海外の生産拠点の多元化に対しても支援する「海外サプライチェーン多元化支援事業」の継続実施を求める。さらに、経済安全保障の観点からは、先端技術の管理に不可欠なサイバーセキュリティ強化への取り組みも必要である。中小企業のみならず大企業のサイバーセキュリティの強化に向けた、設備投資等に対する財政面での支援⁸を図ることを求める。

<要望項目>

- 国主導による経済安全保障の充実策の検討および企業の取り組みに対する後押し
 - ・「特定重要物資」の製造および「特定重要技術」の研究開発にかかる、設備投資に対する大幅な減税制度の創設
- 国内外での生産や調達の複線化・分散化のための設備投資に対する財政面での支援拡充
 - ・国内での工場の新設や設備の導入を支援する「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」や、海外の生産拠点の多元化に対しても支援する「海外サプライチェーン多元化支援事業」の継続実施（財政支援）
- 先端技術の管理等に不可欠なサイバーセキュリティの強化に向けた、企業の設備投資等に対する財政面での支援拡充（財政支援）

⁶ 政府は、来年の通常国会で経済安保法案を提出し、放送や通信、銀行への外資による出資やシステム整備を、経済と安全保障両面の視点で監督できる仕組みを盛り込む方向。また、半導体と電気自動車（EV）用先端電池、レアアース（希土類）、医薬品を重要物資に設定し、調達網の強化を支える措置の検討も進められている

⁷ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）」の中で、4つの施策ごとの基本指針の策定が明記されている。その方針に基づき、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）」、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（案）」等が策定され、9月下旬に閣議決定される予定。

⁸ 中小企業事業者がITツール導入に活用できるIT導入補助金。令和元年度補正予算（サービス等生産性向上IT導入支援事業）において、セキュリティ対策推進枠（サービス利用料の1/2以内、最大100万円補助等）が設けられている。

2. 中間層の活力維持・向上と人的資本への投資

今後、わが国が成長・発展していくためには、企業における研究開発・技術開発の推進による国際競争力強化は当然に必要なものであるが、併せて、企業の中核的な働き手であるとともに、国内需要の中核となる分厚い中間層の形成による社会の安定化と好循環の創出が重要である。疲弊する中間層をいかに支援するか、そして、中間層を含めた人的資本への投資強化により、国際競争や社会課題等にいかに対応するかが問われている。

(1) 中間層の所得拡大・資産形成

① 中間層における所得の拡大（賃金引上げ等）

わが国における中位所得⁹は、高齢化の影響があるものの、バブル経済の崩壊以降ほぼ一貫して下がり続けており、四半世紀にわたって実質所得が減少している。経済の好循環および持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が不可欠であり、所得格差の解消には時間を要するため、政策の継続的な後押しが不可欠である。また、企業においても、成長によって生み出される付加価値を従業員に所得向上の形で分配することで、さらなる成長を実現していくべきである。

については、企業が賃上げなどに積極的に取り組むことを促すためにも、賃上げ促進税制の拡充が必要である。企業は、成長と分配の好循環の実現に向けて、公平で平等なバランスの取れた付加価値の分配を行うとともに、人的資本への投資を通じた生産性向上や所得向上に取り組み、わが国の中間層の活力を高めていくべきである¹⁰。このことは、社会の安定化に寄与するものと考えられる。

<要望項目>

○企業が賃上げなどに積極的に取り組むための政策税制の拡充

- ・賃上げ促進税制の適用要件である、継続雇用者の給与等支給額が前年度比で2%以上増加（現行：前事業年度より3%以上増加した場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除が可能）、さらに上乗せ要件である、継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上の増加（現行：前事業年度より4%以上増加の場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の25%の税額控除が可能）、にそれぞれ引下げ。

⁹ 所得の高低により世帯を順序づけた上で、中央に位置する世帯の所得。

¹⁰ 「成熟経済・社会の持続可能な発展のためのディスクロージャー・企業統治・市場に関する研究調査報告書」（早稲田大学 教授 スズキトモ氏）によると、従業員等への公平な付加価値分配を可能にする仕組みとして、損益計算書（PL）に代わる新たな財務諸表として、『付加価値計算報告書（DS：Distribution Statement）』という考え方が示されている。DSを利用した新しい経営では、最初に「当期純利益＝合意配当額（ターゲット）」として設定される。例えばDOE（株主資本配当率）＝5%とした場合、企業収益によりそれを超える付加価値を生み出した場合、その余剰付加価値をあらかじめ設定したボトムライン、例えば「従業員変動報酬」「役員変動報酬」「事業再投資」に分配することで付加価値を適正に分配することが可能になるとしている。

②多様な選択を可能とする退職金関連制度の見直し

わが国における退職金は賃金の後払い的性質、功労報償的性質、生活保障的性質を併せ持つものと理解されている。経済社会構造が変化する中で、退職金を持つ性格も変化しており、多様化する価値観や子供の教育費や住居関係費などで負担が重い中間層の現状等を踏まえるならば、多様な選択が可能となるよう退職金関連制度を見直すべきである。例えば、長期的な雇用を前提とする、現行の退職所得控除制度を見直し、勤続年数に関連付けることのないものに改めるべきである。

また、退職金の受け取り方についても多様な選択を可能とすべきであり、例えば、中間層（若手・中堅社員層）が受け取ることができる、いわゆる退職金前払制度¹¹の活用・促進が考えられる。企業においては、その制度の活用に向けて、給与および賞与に退職金相当額を上乗せすることで増加する、所得税や住民税の増加部分を企業が一定程度負担すること、そして、賃金体系の見直しなども検討すべきである。

<要望項目>

- 退職金における勤続年数 20 年以上で退職所得控除額が優遇される仕組みの見直し
(勤続年数に関連付けない仕組みの導入)

③中間層における子育て世代に対する支援

共働き世帯と専業主婦世帯をあわせた世帯数の内、共働き世帯数が約 7 割弱を占める中、子育て・家事と仕事の両立は、中間層にとっても大きな負担となっている。共働き世帯の家事・育児の負担軽減につながる環境整備（家事・育児関連サービス利用料の税額控除）や、子育て支援などの社会課題解決に取り組むNPO法人などに対する寄附の控除上限の拡充を求める。

また、子育て・教育支援の一環として、企業の積極的な取り組みを促すための税制優遇を図るべきである。例えば、企業の従業員に向けた育児や子供の教育関連費用への手当を、一定の上限枠を設けた上で、非課税とすることなどが考えられる。

加えて、高齢者の資産を中間層における子育て世代に円滑に移転することを促進するため、資産課税制度を資産の移転時期に影響を与えないものへと見直し、消費拡大や経済活性化につなげるべきである。

¹¹ 在職中の給与・賞与に退職金相当額を上乗せして支払う制度のこと。退職給付制度を設ける企業のうち、約 5% 程度の企業が同制度を導入している。

<要望項目>

- 共働き世帯の家事・育児の負担軽減につながる環境整備
 - ・家事・育児関連サービス利用料の税額控除
 - ・子育て支援等の社会課題解決に取り組むNPO法人などに対する寄附の控除上限の拡充
- 企業の従業員に向けた育児や子供の教育関連費用への手当の非課税化

④税・社会保険料の負担軽減・調整

当会が従来から主張している通り、所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く制度(日本版「社会保険料負担軽減税額控除」(日本版TCB (Tax credit with benefits) (仮称))を導入すべきである。

また、年々負担が増している社会保険料については、中間層の被保険者の保険料率の上昇をできる限り抑えるため、社会保険料水準を見直すべきである。

<要望項目>

- 所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く制度(日本版「社会保険料負担軽減税額控除」(仮称：日本版TCB (Tax credit with benefits))の導入
- 中間層に負担が重い社会保険料水準の見直し

⑤資産所得増加に向けた個人向け資産形成制度の充実

政府の「貯蓄から投資へ」という政策の方向性を踏まえた上で、個人の自助努力による中間層の金融資産の形成を推進するため、企業型DC(企業型確定拠出年金)およびiDeCo(個人型確定拠出年金)における掛金上限額の倍額程度への拡大¹²や、NISA(少額投資非課税制度)の恒久化および非課税投資枠の倍額程度への拡大、非課税期間の恒久化または延長の措置を講じるべきである¹³。また、各制度の活用を促進するために、簡素で分かりやすい制度に改善していくことも検討すべきである。

<要望項目>

- 中間層の資産形成を後押しする制度の充実
 - ・企業型DCおよびiDeCoの掛金上限額の倍額程度への拡大
 - ・NISAの恒久化および非課税投資枠の倍額程度への拡大、非課税期間の恒久化又は延長

¹² 企業型DCの拠出上限額は、他の企業年金がある場合は2.75万/月、ない場合は5.5万/月。iDeCoの拠出上限額は、加入資格によって異なる(1.2万/月～6.8万/月)。

¹³ 現行の一般NISAは5年間・120万円/年、つみたてNISAは20年間・40万円/年まで非課税。2024年から新NISAへ移行し、一般NISAは、投資可能期間が2028年まで、つみたてNISAは2042年まで延長される。政府は「投資による資産所得倍増の実現」を掲げている。尚、金融庁は次年度税制改正に向けてNISAの恒久化や、非課税額の増額などを求める方針を示している。

⑥従業員持株制度の優遇等

高齢化が進展する中、国民一人ひとりが生涯にわたって計画的に資産形成・管理を行う重要性が増している。しかし、中間層においては、税や社会保障のみならず、子育てや住宅ローンの返済などの負担も重く、資産形成が難しい面がある。そのため、中間層の資産形成の促進に向けては、「給与所得」だけでなく、株式保有による「配当所得」などの形での分配の道筋を確保することが重要であると考えられる。

具体的には、従業員持株制度におけるインカムゲインに対する課税の低税率化等の優遇措置を求める。また、新たな分配の道筋というだけでなく、中長期的な株式保有を推進するためにも譲渡制限種類株等について、一定の取引上限枠における、キャピタルゲインに対する課税の低税率化等の優遇措置も検討されるべきである。

<要望項目>

○従業員持株制度におけるインカムゲインに対する課税の低税率化

○中長期的な株式保有を推進するために、譲渡制限種類株等の一定の取引上限枠におけるキャピタルゲインに対する課税の低税率化

(2) 人的資本の向上に向けた支援

新たな付加価値を創出する人材の育成に向けて、社会人が大学などで専門的な知識や技術等を学び直す機会を増やすなど、総合的な取り組みが必要である¹⁴。現行の制度では、雇用保険制度の一つとして教育訓練給付金制度があるが、雇用保険の枠を超えた、リカレント教育およびリスキリングのための支援制度を検討すべきである¹⁵。

具体的には、個人における学び直しを支援するために、失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる制度を、「能力開発控除(仮称)」として創設すべきである。

また、企業の Off-JT に対する人的資本への投資を促すために、リスキリングに向けて企業が独自に取り組む人材育成等に関する費用や、企業が大学と連携した教育プログラムの開発・実施にかかる費用に対して税制優遇を講じるべきである。

¹⁴ 政府は、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を目指して、人への投資を抜本的に強化するため、働く従業員や企業経営に携わる方、労働移動サービス事業等を対象に、3年間で4,000億円の施策パッケージの提供を表明している。

¹⁵ リスキリングは、企業が新しいスキルを従業員に対して身につけてもらうこと。リカレント教育は、社会人になった後でも大学に入り直すなどのサイクルを回し続け、自ら別のスキルを身につけること。

<要望項目>

- 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる能力開発控除（仮称）の創設
- 企業が独自に取り組む人材育成等に関する費用の税額控除
- 企業が大学等と連携した教育プログラムの開発・実施にかかる費用の税額控除

3. 地域の活性化に向けた後押し

①大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた環境の整備

本年3月、大阪府、大阪市、経済界、金融機関をはじめとする民間事業者等、官民の総力を結集して国際金融都市を実現するため、「国際金融都市OSAKA推進委員会」¹⁶において、国際金融都市OSAKA戦略が策定された。

大阪・関西における国際金融都市の実現に向けて、金融分野等の高度外国人材の活躍および投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備、および国内市場の活性化に寄与する一層の税制措置を要望する。その一環として、早急に金融商品に係る損益通算範囲を拡大（デリバティブ取引の追加）すべきである。

<要望項目>

- 大阪・関西における国際金融都市の実現に向けた、事業環境整備のための税制措置・金融商品に係る損益通算範囲の拡大（デリバティブ取引の追加）

②地域社会への貢献を後押しする寄附税制の拡充

企業は、地域社会に対して寄附や租税の適正な負担により、有益な社会事業や福祉、子育てに貢献することで地域の持続的発展に貢献することが求められている。

現行、企業が地域社会へ寄附等を行うことを支援する制度として、企業版ふるさと納税制度があるが、本社が所在する地方公共団体への寄附は適用対象外となっている。企業が地元の地域社会に対して貢献することを促すためにも、企業版ふるさと納税制度の拡充を図るべきである。

具体的には、本社所在地の地方公共団体への寄附も本制度の対象とし、対象範囲を拡大すべきである。また、寄附額全額を税額控除できるようにするなど控除額の拡充を図るべきである。

加えて、特定公益増進法人および認定特定非営利活動法人の中で、特に地域社会の課題解決や活性化に取り組む法人に対する寄附について

¹⁶ 大阪・関西における国際金融都市の実現に向けて、行政機関・経済界・各種団体等が協力して取組みを推進するため、「国際金融都市OSAKA推進委員会」（会長：関西経済連合会 松本正義 会長）が2021年3月に設立。

は、損金算入可能な寄附限度額を上乗せする新たな措置を創設すべきである。

<要望項目>

- 企業版ふるさと納税の対象範囲の拡大（本社が所在する地方公共団体への寄附も本制度の対象に含める）、および税額控除額の拡大（寄附額全額を税額控除対象にする）
- 特定公益増進法人および認定特定非営利活動法人の中で、特に地域社会の課題解決や活性化に取り組む法人に対する寄附については、損金算入可能な寄附限度額を上乗せする新たな措置の創設

4. 取り組むべき重要課題

①大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置

2025年に開催される大阪・関西万博は、新たな経済社会や生活様式を世界に提示するとともに、持続可能性に取り組み、従来の枠にとらわれないアイデアや技術を実証、実装する「未来社会の実験場」をコンセプトに掲げている。その実現には、企業の積極的な参加等が必要不可欠であることから、参加等をする企業に対しては、税制優遇による後押しが重要である。例えば、万博に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税などの非課税措置といった税制上の所要の措置を積極的に講じるよう要望する。

<要望項目>

- 大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置

②税財政教育の推進

税財政の現状やあり方などについては、国民による理解と議論への積極的な参加が重要である。そのため、社会人はもとより、将来を担う若者、特に有権者となる高等教育段階において、国民としての納税の義務はもちろんのこと、国民負担率や課税所得の捕捉率など、課税にかかる現状と課題についても理解を深めるべきである。これにより、社会保障制度への関心度が高まり、マイナンバーカード活用の必要性などの理解が進むものと考え。さらには、今般、散見されるコロナ関連を含む不適切な受給の抑止につながるものと考え。

わが国の税財政の現状と課題を正しく理解し、社会の構成員として国や社会のあり方を主体的に考える力を養うために、政府においては、それらに関する情報提供や、教育体制の充実および教育機会の創出を推進するとともに、その効果検証も行うべきである。

<要望項目>

○高等教育段階を中心とした税財政教育の推進とその効果検証の実施

③社会インフラとしてのマイナンバーカードの利活用促進

行政手続きの効率化や簡素化だけでなく、必要な時に必要などころに的を絞った支援を実施できる、社会的なインフラとしてのマイナンバー制度及びマイナンバーカードの早急な普及と利便性の向上が必要である。また、本提言で記載した、税・社会保障の一体的な調整の仕組みの導入等においても不可欠な基盤であると考ええる。

現行、マイナンバーカードの健康保険証利用をする場合、オンライン資格確認システム利用の対価として新たな料金が加算されるなどの問題がある。税財政におけるインフラ強化に向けて、まずは普及促進に資する、カード所持によるインセンティブの付与を進めるとともに、マイナポータルも含めた利便性向上に努めることが重要である。その上で、マイナンバーと銀行口座を紐づけ、国民1人1口座の登録義務化を行い、将来的には、全ての銀行口座をマイナンバーと紐づけることで、給与所得者のみならず個人の事業所得などの捕捉率を高めることが期待できる。さらに、様々な緊急事態においては、迅速かつ円滑な行政手続きの実現にマイナンバーが機能するよう法改正¹⁷を行うべきである。

<要望項目>

- 社会的なインフラとしてのマイナンバー制度・マイナンバーカードの早急な普及
(マイナンバーカード所持によるインセンティブ付与)
- マイナンバーと銀行口座の紐づけ
- 緊急時においてマイナンバーを活用できる法整備

Ⅲ. コロナ収束後の税財政に関する問題意識

わが国の国債依存度は、度重なる財政出動によりこれまでにない水準に達している。国債への過大な依存は、文教費や科学振興費などの支出を圧迫し、経営環境の変化、今後の感染拡大および頻発する大規模災害への機動的対応を図る上での制約となる。加えて、財政状況の悪化によってわが国財政の持続可能性に対する国際的信認が揺らげば、金利上昇や国民の将来不安の高まりにもつながり、民間の経済活動を下押しする可能性もある。

¹⁷ 個人番号を利用できる事務を規定する第9条第1項別表1、および特定個人情報を提供できる事務を規定する第19条第7項別表2に「特別定額給付金等の給付事務」等の追加。

このような事態を避けるためにも、抜本的な手立ての一環として、中長期的な視点に基づき財政ガバナンスの強化や財政規律の保持などに寄与する、独立財政機関の設置に向けた検討を開始すべきである¹⁸。

また、非常時の財政拡大を常態化させないためにも、ある程度、コロナ収束の目途が立った段階で、今般の事態に係る財政出動の規模・内容を精査するとともに、コロナ対策費用の明確な区分管理、および累積した国債残高を遡減させていく道筋の明確化などについての議論が必要である。

さらに、今後の経済財政運営における財源確保のため、歳入改革の議論は避けられない。とりわけ、社会保障費の増加にかかる財源を、国民が広く負担するものとして消費税の充実強化は不可欠と言えることから、適切な時期に消費税率引上げについて検討すべきであり、当会では、これまでもその必要性を主張してきたところである。

加えて、各種政策税制の創設や拡充に必要な財源確保に向けては、例えば、法人税について、当会では、法人実効税率の一律の引下げ論にピリオドを打ち、経済の好循環につながるのを絞った税制の整備を訴えてきたところである。今後、中長期的な視点で所得・消費・資産課税などのあり方について議論を深めていく必要があると考える。

IV. おわりに

税制は国民生活に広く関わるため、優先順位と難易度を勘案し、時間軸を意識しながら見直しに取り組むべきであり、次世代の選択を狭めないような財政運営を行うことができる税制にしていくことが重要と考える。

企業としても生産活動や設備投資、イノベーションの創出などを通じて、経済活動を牽引する主体として、また、雇用機会の維持・創出、賃金・配当の原資となる付加価値の創造および税・社会保険料負担の担い手といった多様な側面から、社会・地域の繁栄発展に貢献していくものである。企業が、わが国の社会を支えている従業員の生活基盤を支え、「社会の公器」としての役割を果たしていきたい。

今後とも、当会は税制に関する様々な検討課題について、適切なタイミングで政策提言を行っていく。

以 上

¹⁸ 関経連「わが国財政の信頼性・透明性向上に向けた独立財政機関に関する提言」（2022年8月26日公表）を参照。

